

(2)健全な森林を次世代へつなぐ取組み

①-ア 持続的な森づくり推進事業（基盤づくり）

【目的】
所有形態が小規模・分散化した森林をまとめた団地として集約化し、基幹的な作業道の舗装や木材集積土場の設置などの基盤づくりを進め、計画的な間伐促進を図るとともに、安定的に木材を供給できる体制を構築する。

【事業概要】
基幹的な作業道や木材集積土場の設置など、計画的な間伐促進を図るための基盤づくりに必要な経費を助成
○事業箇所数：34地区（4,800ha）
○事業主体：森林所有者から森林施業を委託された林業事業体
○補助率：定額（府が工種ごとに定める補助単価に基づき算出）
○補助要件（対象森林）：
①集約化により一体的な森林管理が可能な、区域面積が概ね100ha以上の人工林で、森林法に基づく森林経営計画が作成され、計画的な間伐や木材搬出が見込まれること
②森林所有者や林業事業体が、本事業により整備した基盤施設を活用し、間伐や植栽等の森林経営を長期にわたって継続的に実施する見込みがあること
※府・事業主体・森林所有者の3者で、20年間の協定を締結



基幹作業道の整備木材集積土場の整備

【事業計画】

単位：面積（ha）材積（m³）事業費（千円）

	全体計画				H28			H29			H30			H31		
	箇所数	区域面積	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費	箇所数	搬出材積	事業費
	34	4,897	29,451	1,080,800	10	4,680	321,000	13	6,689	205,800	23	7,312	241,800	22	10,770	312,200
（新規着手件数）					（10）			（8）			（14）			（2）		

▶ 34地区の予定箇所（9市町村）

番号	地区名	
1	能勢町	山辺
2	高槻市	川久保
3	高槻市	二料
4	高槻市	出灰流谷
5	高槻市	原地獄谷
6	河南町	平石
7	千早赤阪村	水分・ウスイ谷
8	千早赤阪村	水分・篠峰山

H28着手箇所：□囲み

9	千早赤阪村	水分・池ノ谷
10	千早赤阪村	水分・足谷
11	千早赤阪村	東阪
12	千早赤阪村	千早・黒梶谷
13	千早赤阪村	千早・久留野峠
14	千早赤阪村	千早・五條峠
15	千早赤阪村	中津原
16	河内長野市	小深・大住谷
17	河内長野市	石見川北部

18	河内長野市	石見川南部
19	河内長野市	セノ谷・島の谷
20	河内長野市	太井・鳩原・神ヶ丘
21	河内長野市	岩瀬
22	河内長野市	天見東部
23	河内長野市	天見・棒谷
24	河内長野市	加賀田
25	河内長野市	滝畑・燈明岳
26	河内長野市	滝畑・御光滝谷

27	和泉市	父鬼七越
28	和泉市	父鬼宮の谷・大岩
29	和泉市	父鬼奥笹尾
30	岸和田市	大沢シガ谷
31	岸和田市	大沢牛滝
32	貝塚市	木積
33	貝塚市	本谷
34	泉佐野市	大木

様式第 4 号 (第 6 関係)

持続的な森づくり推進事業に係る
長期的な森林施業と基盤施設の利用等に関する協定書

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 (以下「甲」という。)、〇〇〇〇 [森林所有者] (以下「乙」という。) 及び〇〇〇〇 [補助事業者 (林業事業体)] (以下「丙」という。) は、持続的な森づくり推進事業 (以下「本事業」という。) の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第 1 条 この協定は、第 3 条で定める対象森林について、森林の持つ公益的機能が維持され、木材の安定供給が図られるよう、当該事業で整備した基盤施設等の利用と管理をそれぞれの立場で協力して行い、長期にわたって森林管理を行うことを目的とする。

(協定の期間)

第 2 条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 3 月 31 日まで (※協定締結日から 20 年後の年度末) とする。

2 この協定の目的を達成するため、特に必要のある場合には、甲、乙及び丙で協議のうえ、この協定を更新することができる。

(協定の対象とする森林)

第 3 条 協定の対象とする森林 (以下「対象森林」という。) は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

(責務)

第 4 条 乙は、協定の期間中に対象森林を森林以外に転用しない。

- 2 乙は、協定の期間中、対象森林の森林施業を丙に委託する。
- 3 丙は、協定の期間中、乙と協議して森林法に基づく森林経営計画を継続して策定する。
- 4 丙は、協定の期間中、持続的な森づくり推進事業実施要領 (以下「実施要領」という。) に基づき、甲が認定した持続的な森づくり推進事業計画 (以下「事業計画」という。) 及び森林法に基づき当該森林の属する市町村長の認定を受けた森林経営計画に即した間伐等の伐採や植栽などの森林施業を計画的に行う。
- 5 甲は、本事業による基盤施設等の整備について、丙に対し、実施要領に基づき補助を行う。
- 6 丙は、協定の期間中、本事業により整備した基盤施設等について適切に維持管理を行う。
- 7 乙は、森林経営計画に基づいて丙が行う森林の施業や基盤施設等の整備に協力するとともに、その適切な維持に努める。

8 協定の期間中、森林経営計画を変更、または新たに森林経営計画を策定する場合で、事業計画の内容の変更が必要となる時は、丙は、事業計画の変更計画を甲に申請し、承認を得ることとする。

(協定の承継等)

- 第5条 協定の期間中、対象森林の土地に相続があつたときは、当該土地を相続したものがこの協定を承継するものとする。
- 2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。
- 3 丙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

- 第6条 甲は、森林以外の用途への転用や事業計画の中止などの理由により第1条の目的が達成できないと認めるときは、協定を解除することができる。
- 2 甲は、前項の場合で、以後も対処の余地なく、本事業により整備した基盤施設等の活用が全く見込めないと認めるときは、丙に対し、本事業による補助金の交付の取消し及び返還を求めることができる。

(特別の事情による協定の失効)

第7条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき
- (2) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(疑義等の解決)

第8条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 印

乙 (森林所有者住所)

(〃 氏名) 印

丙 (林業事業体住所)

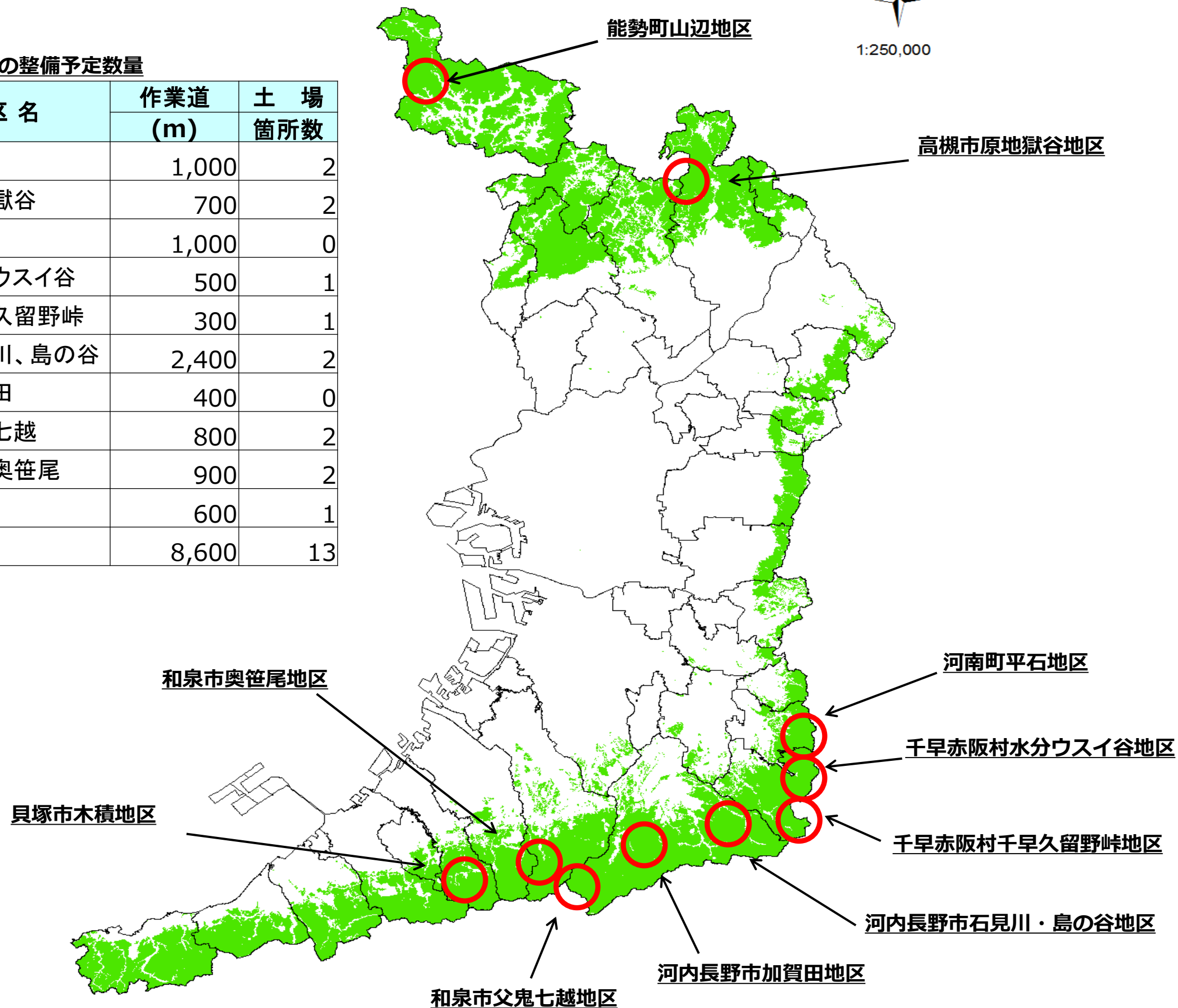
(〃 氏名) 印

【平成28年度 持続的な森づくり（基盤づくり）事業 予定箇所位置図】



地区別の整備予定数量

市町村	地区名		作業道 (m)	土 場 箇所数
能勢町	1	山辺	1,000	2
高槻市	2	原地獄谷	700	2
河南町	3	平石	1,000	0
千早赤阪村	4	水分ウスイ谷	500	1
	5	千早久留野峠	300	1
河内長野市	6	石見川、島の谷	2,400	2
	7	加賀田	400	0
和泉市	8	父鬼七越	800	2
	9	父鬼奥笹尾	900	2
貝塚市	10	木積	600	1
合 計			8,600	13



北部管内（基盤づくり） H28着手予定箇所



能勢町
山辺地区

能勢町役場

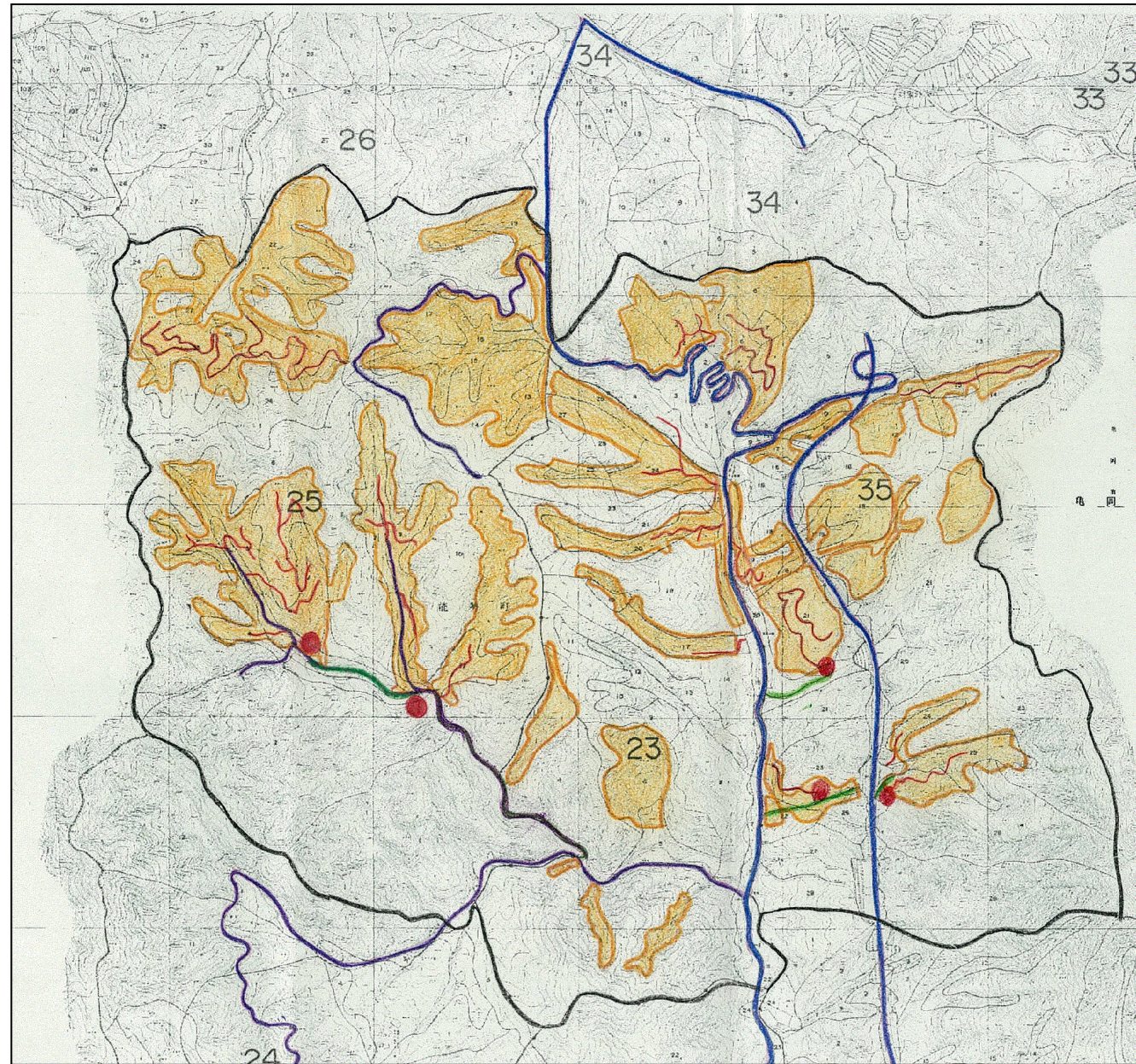
高槻市
原地獄谷地区

豊能町役場

持続的な森づくり推進事業 事業予定図

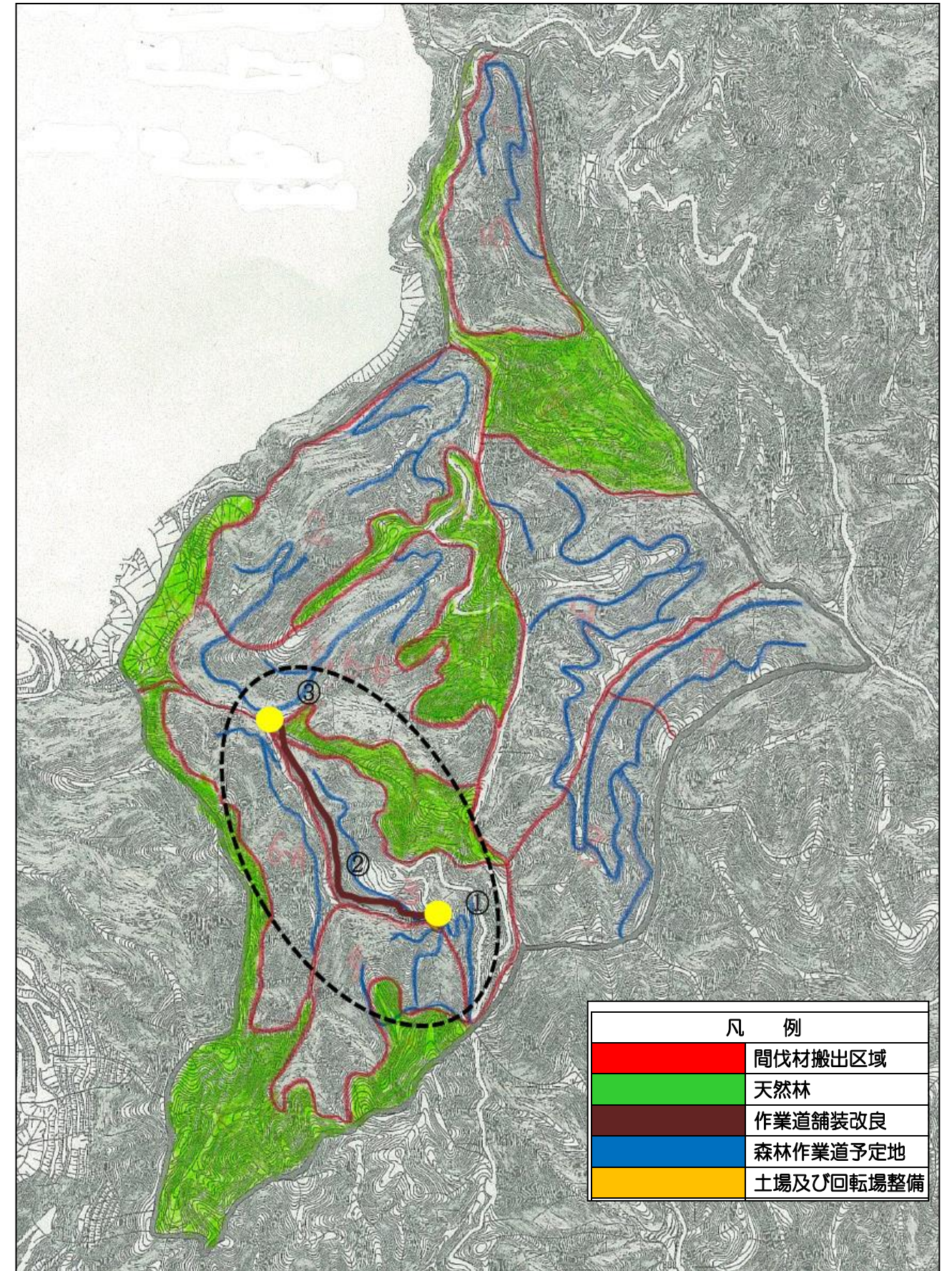


能勢町山辺地区



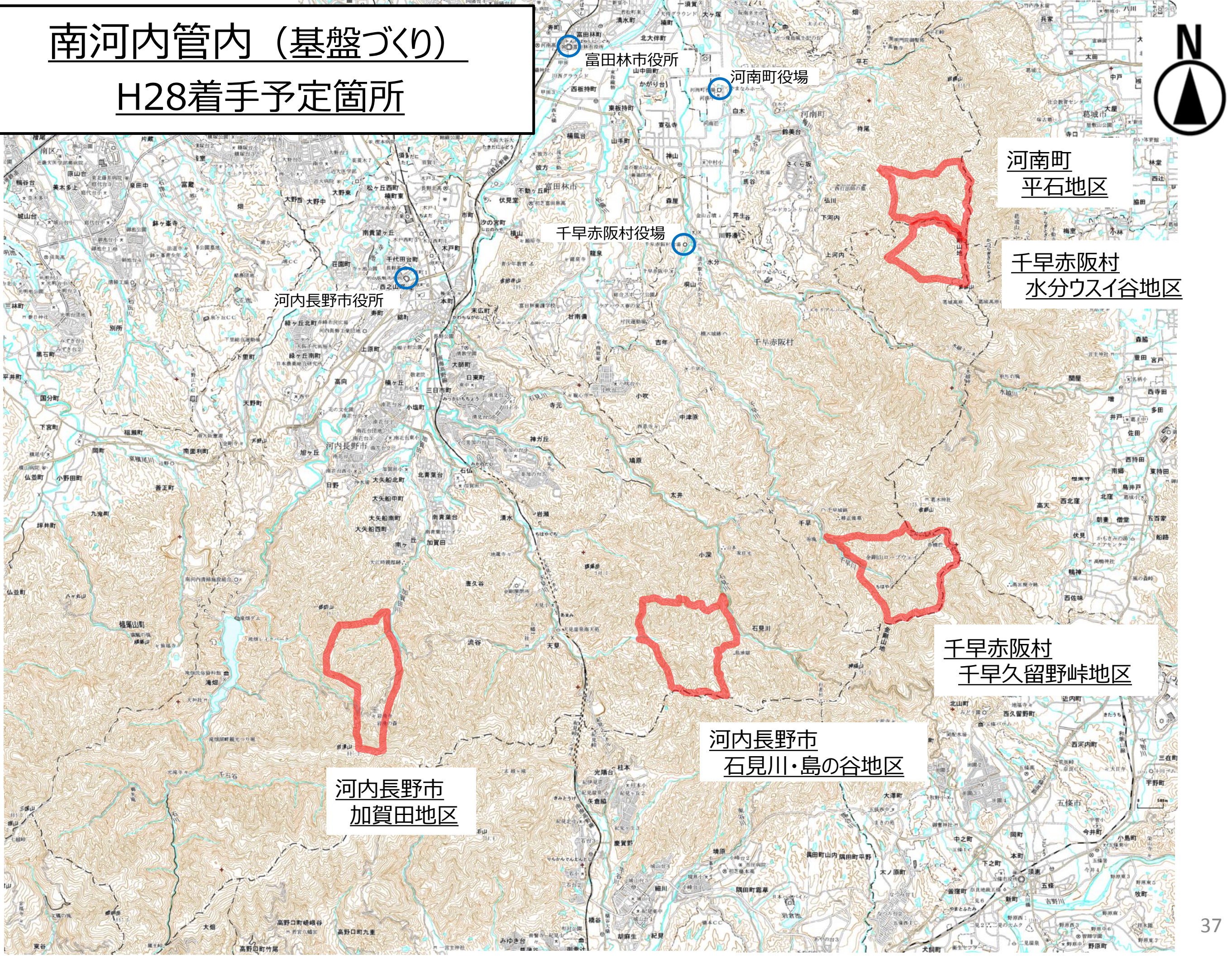
凡 例	
	間伐対象地
	既設作業道
	作業道改良舗装
	森林作業道予定
	土場及び回転場整備

高槻市原地獄谷地区



凡 例	
	間伐材搬出区域
	天然林
	作業道舗装改良
	森林作業道予定地
	土場及び回転場整備

南河内管内（基盤づくり） H28着手予定箇所

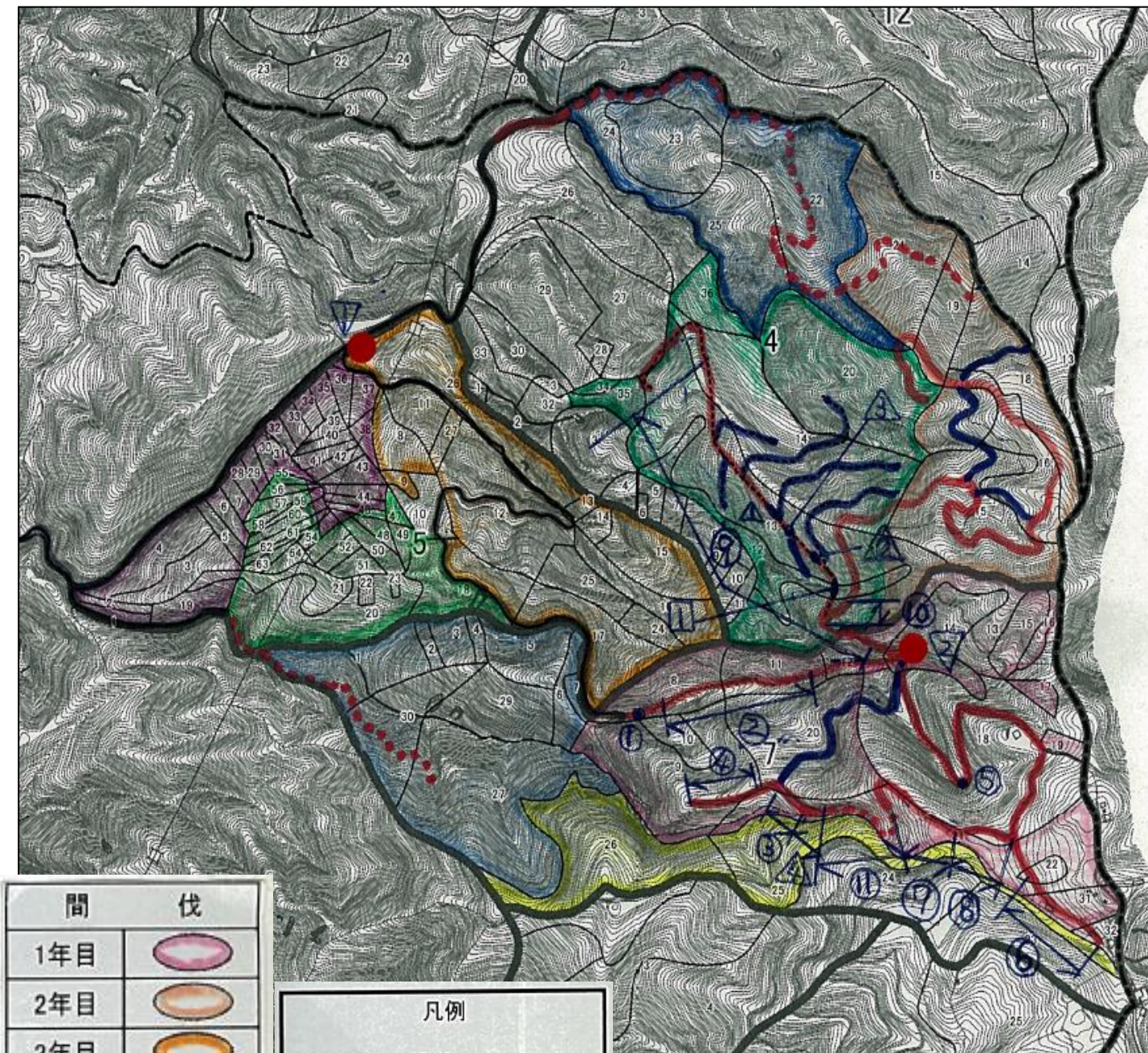
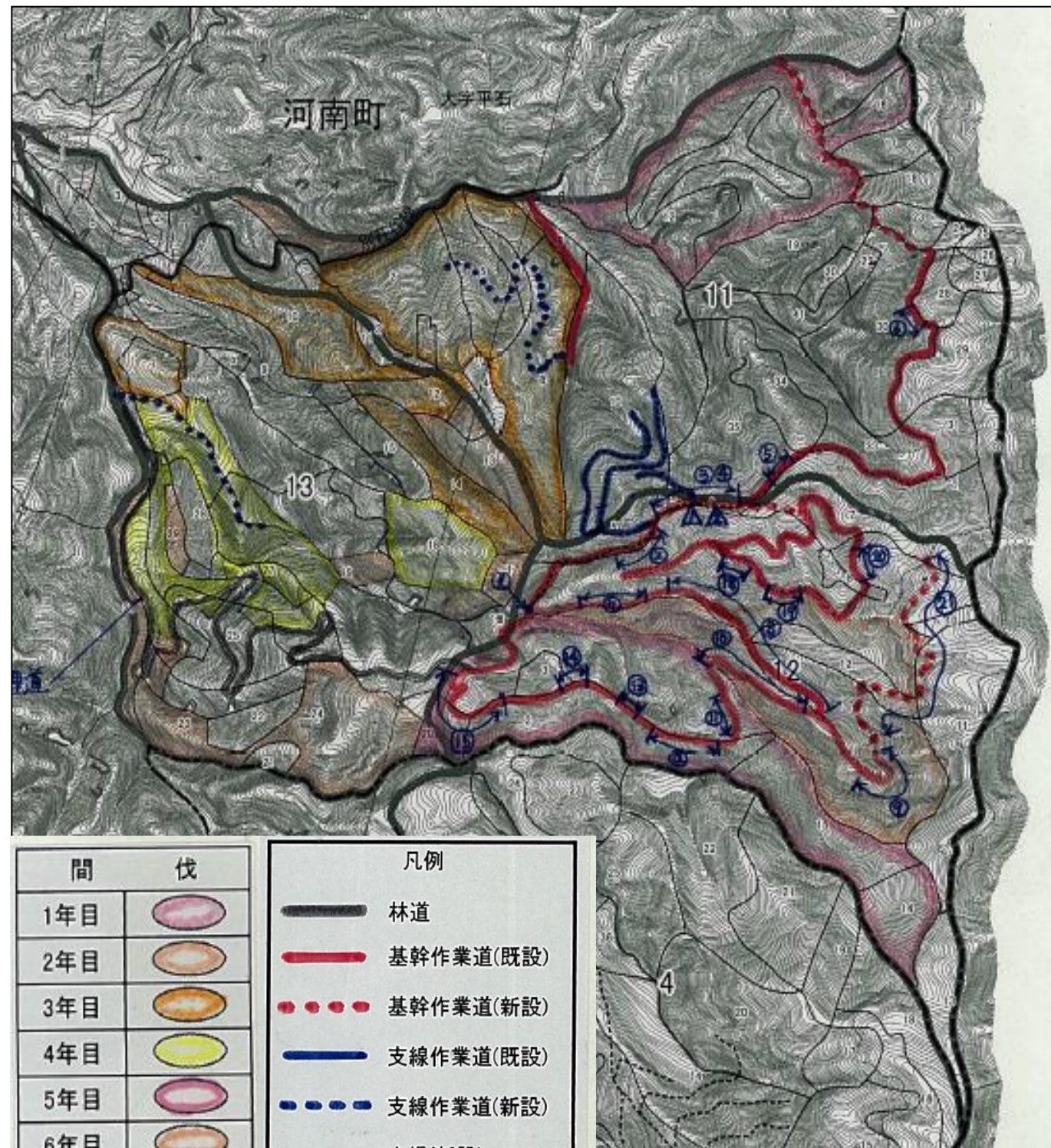


持続的な森づくり推進事業 事業予定図



河南町平石地区

千早赤阪村水分ウスイ谷地区

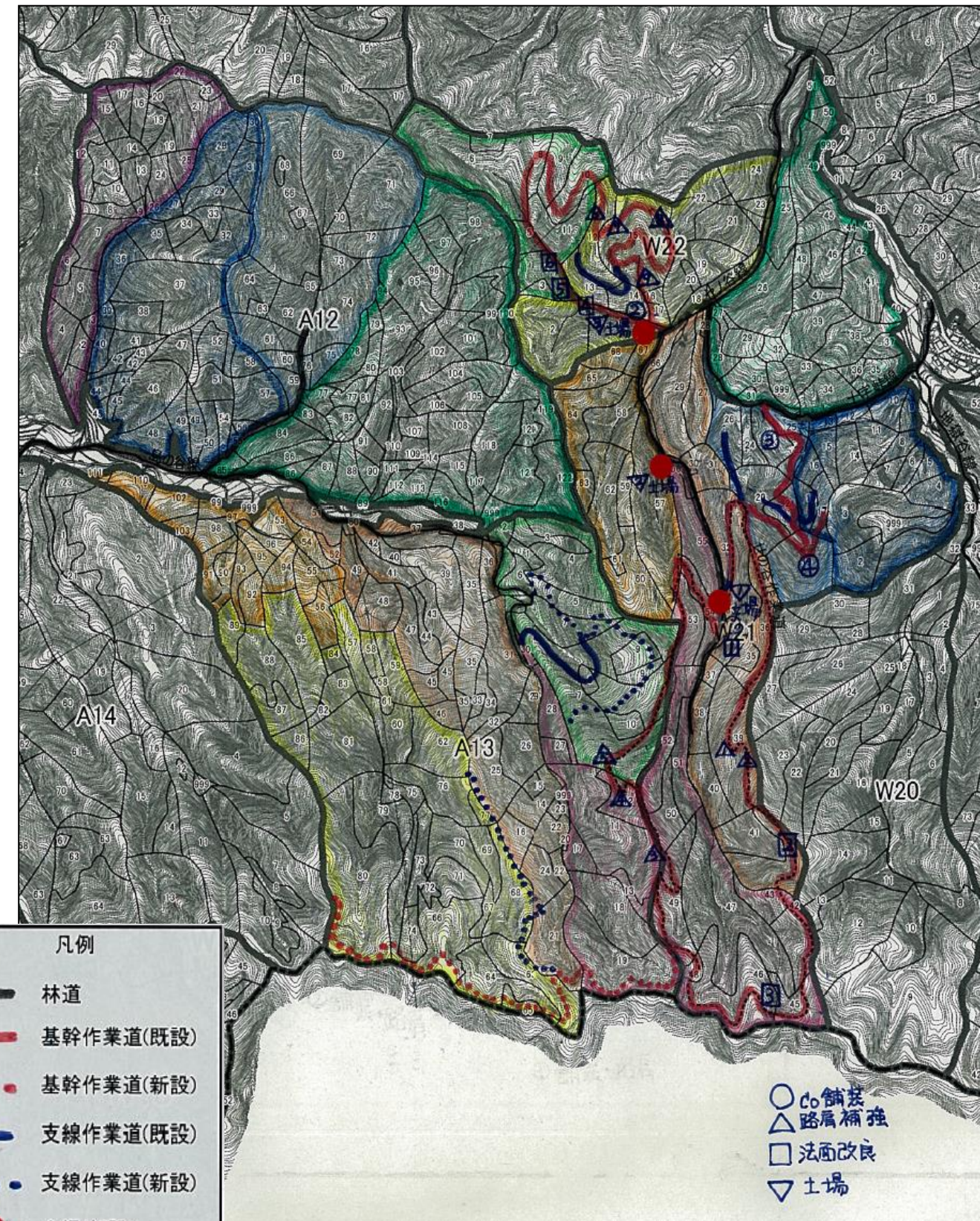
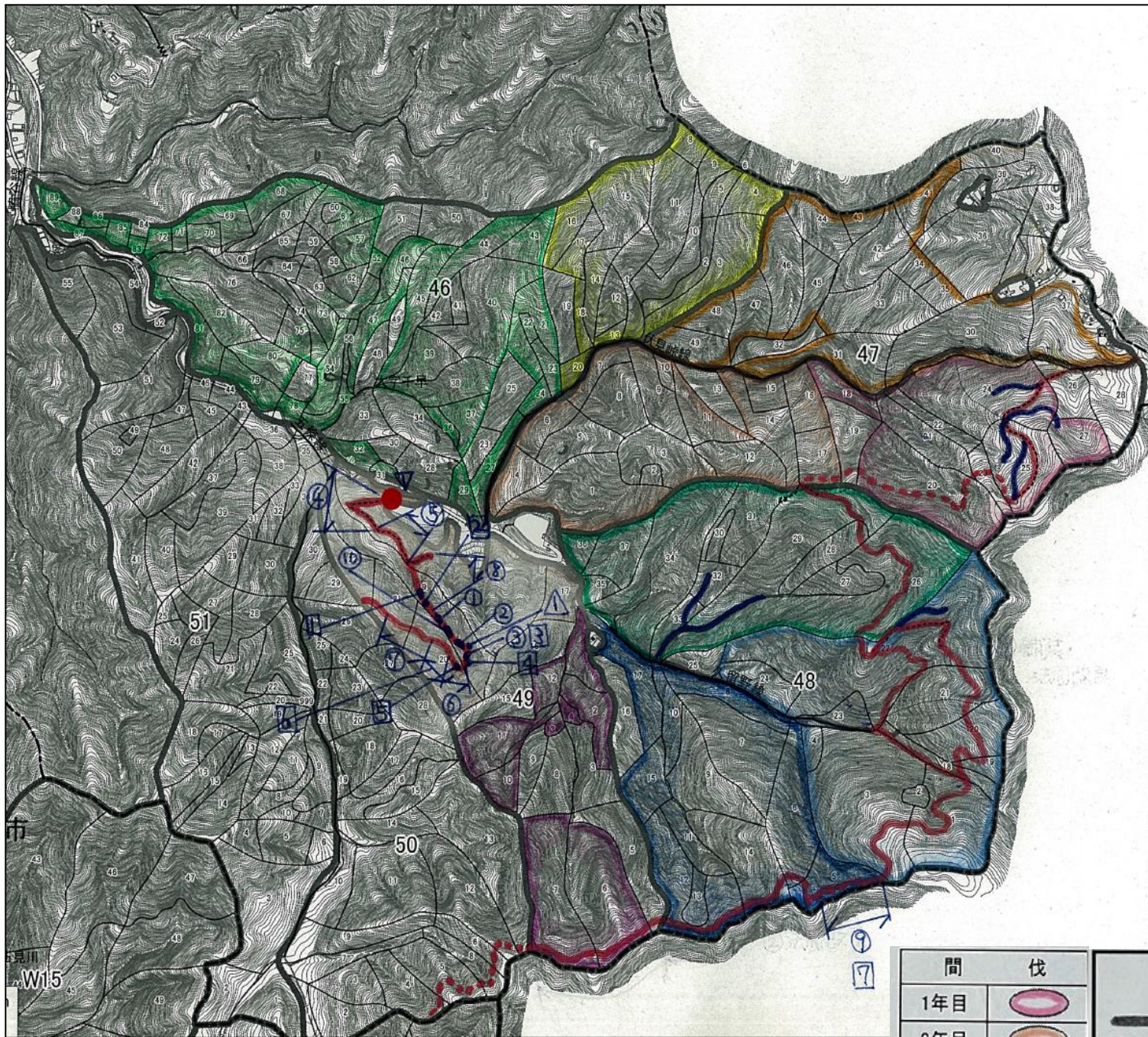


持続的な森づくり推進事業 事業予定図



千早赤阪村千早久留野峠地区

河内長野市石見川・島の谷地区

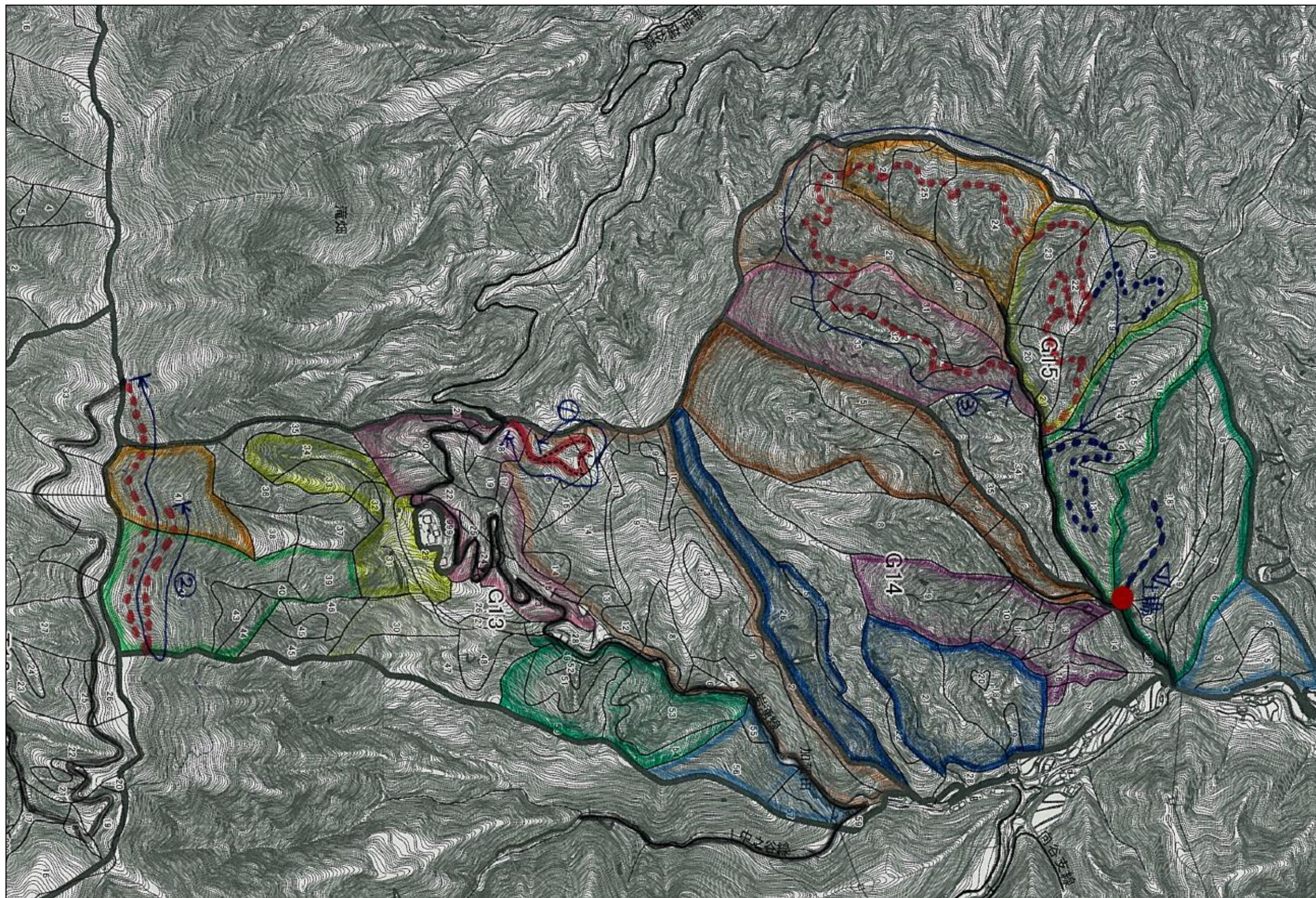


間	伐	凡例
1年目		林道
2年目		基幹作業道(既設)
3年目		基幹作業道(新設)
4年目		支線作業道(既設)
5年目		支線作業道(新設)
6年目		土場(新設)
7年目		作業道改良区間
8年目		
9年目		
10年目		

- 舗装
- △ 路肩補強
- 法面改良
- ▽ 土場



河内長野市加賀田地区



泉州管内（基盤づくり）
H28着手予定箇所

泉州管内（基盤づくり）
H28着手予定箇所



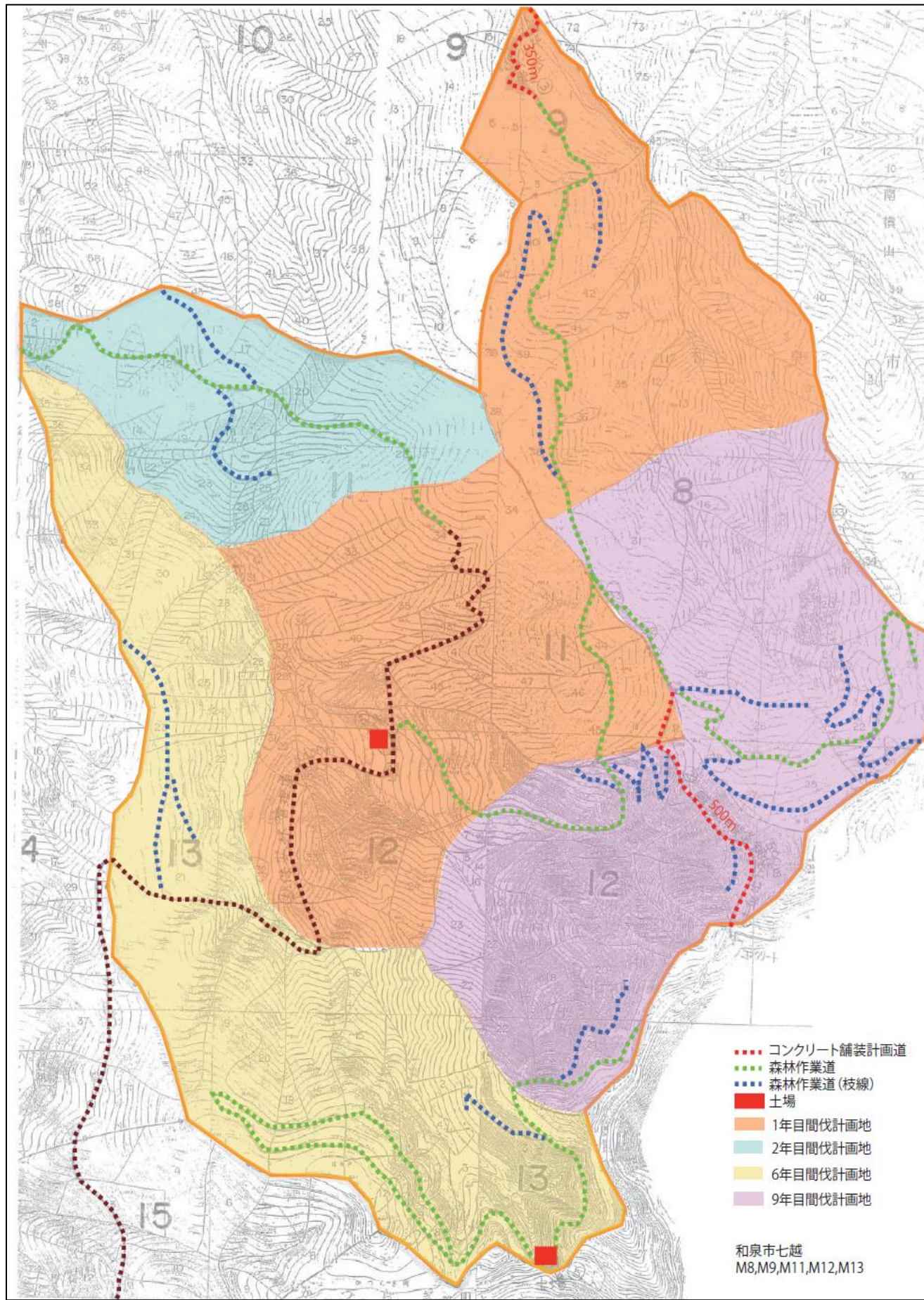
和泉市
父鬼奥笹尾地区

和泉市
父鬼七越地区

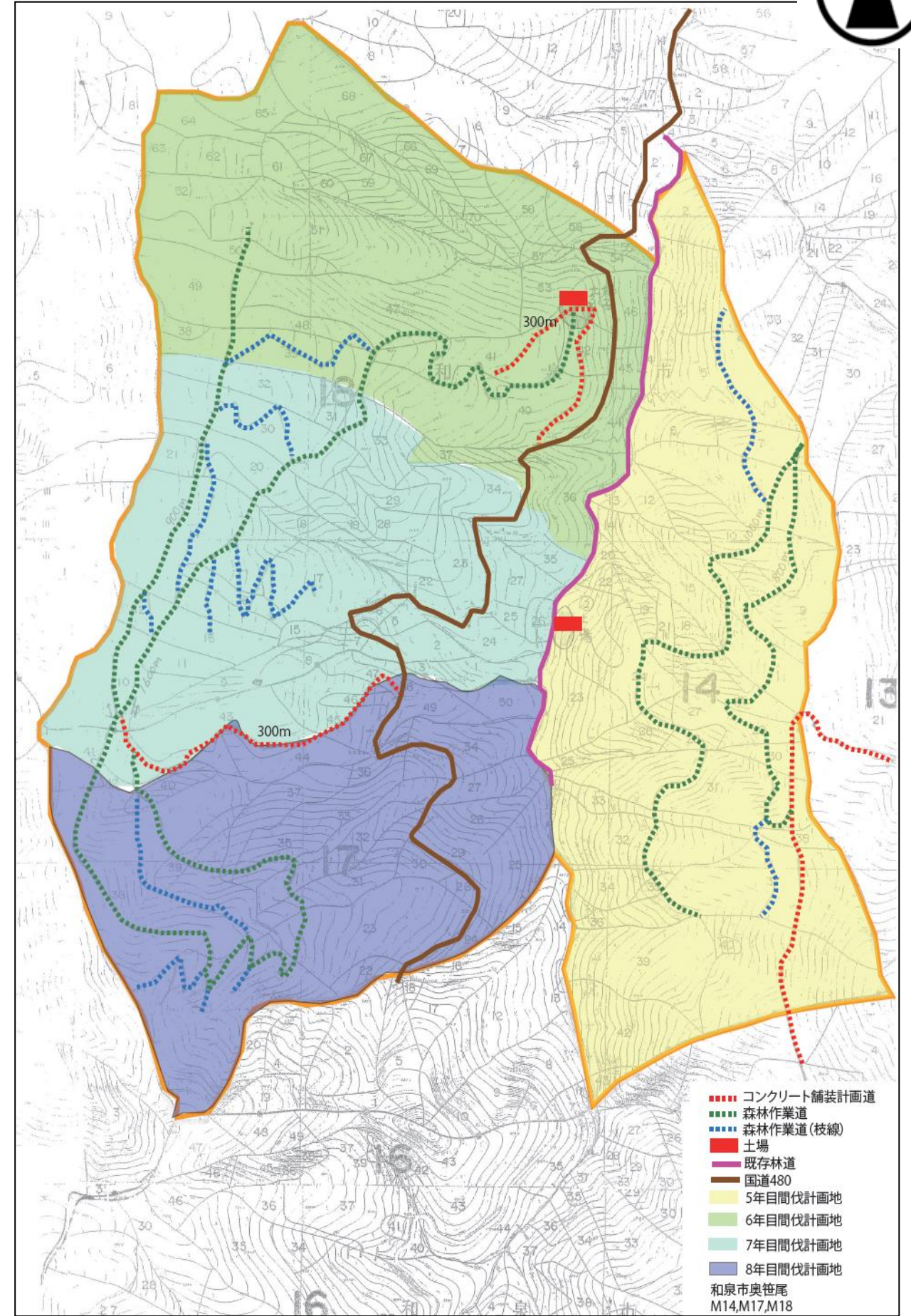
貝塚市木積地区

持続的な森づくり推進事業 事業予定図

和泉市父鬼七越地区



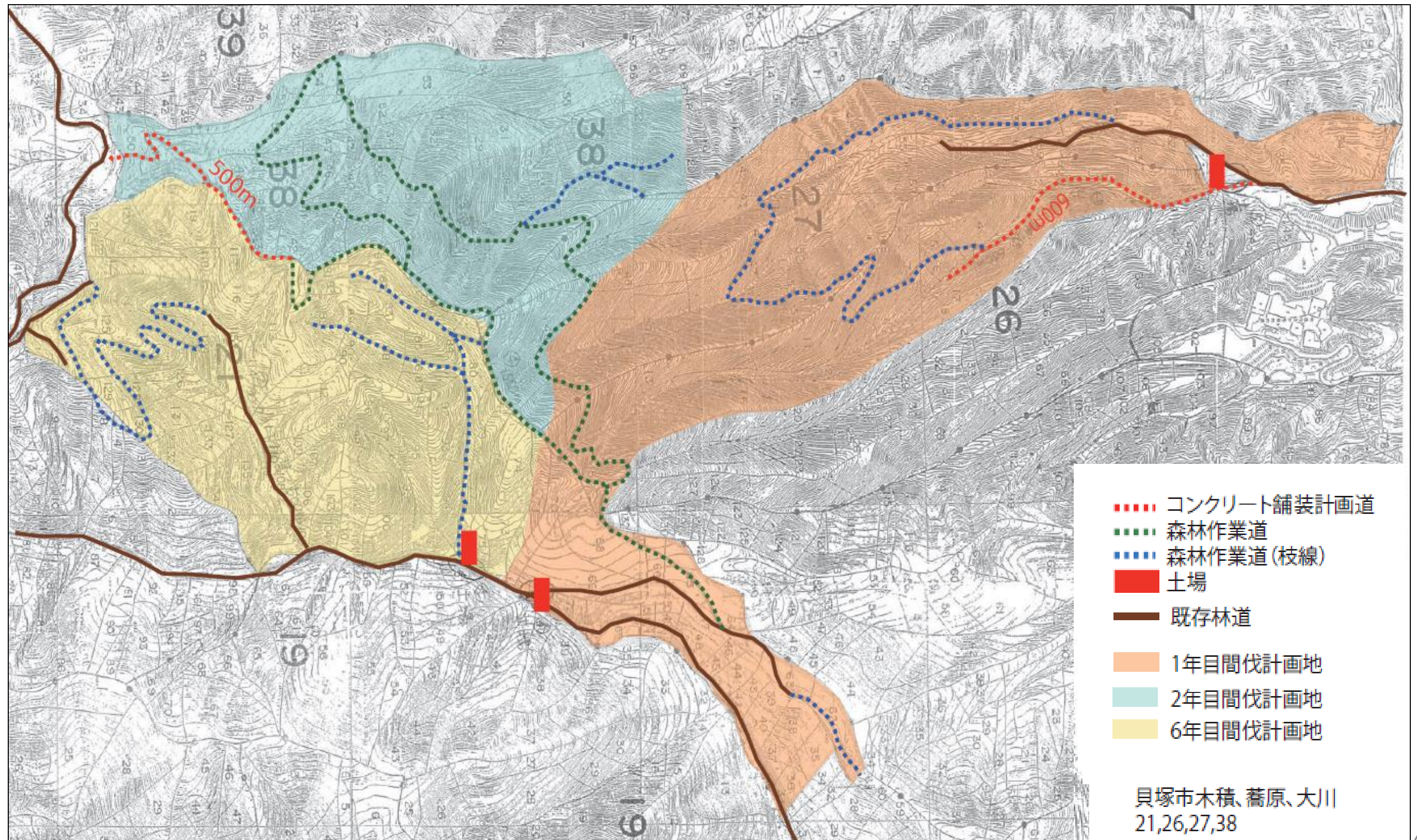
和泉市父鬼奥笹尾地区



持続的な森づくり推進事業 事業予定図



貝塚市木積地区

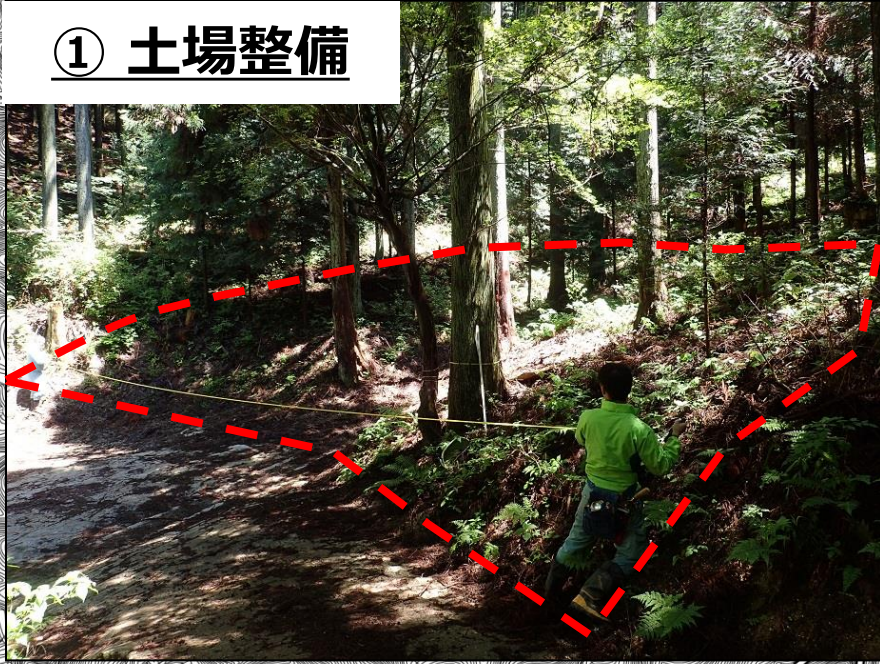


持続的な森づくり推進事業 事業計画図 千早赤阪村大字水分ウスイ谷地区

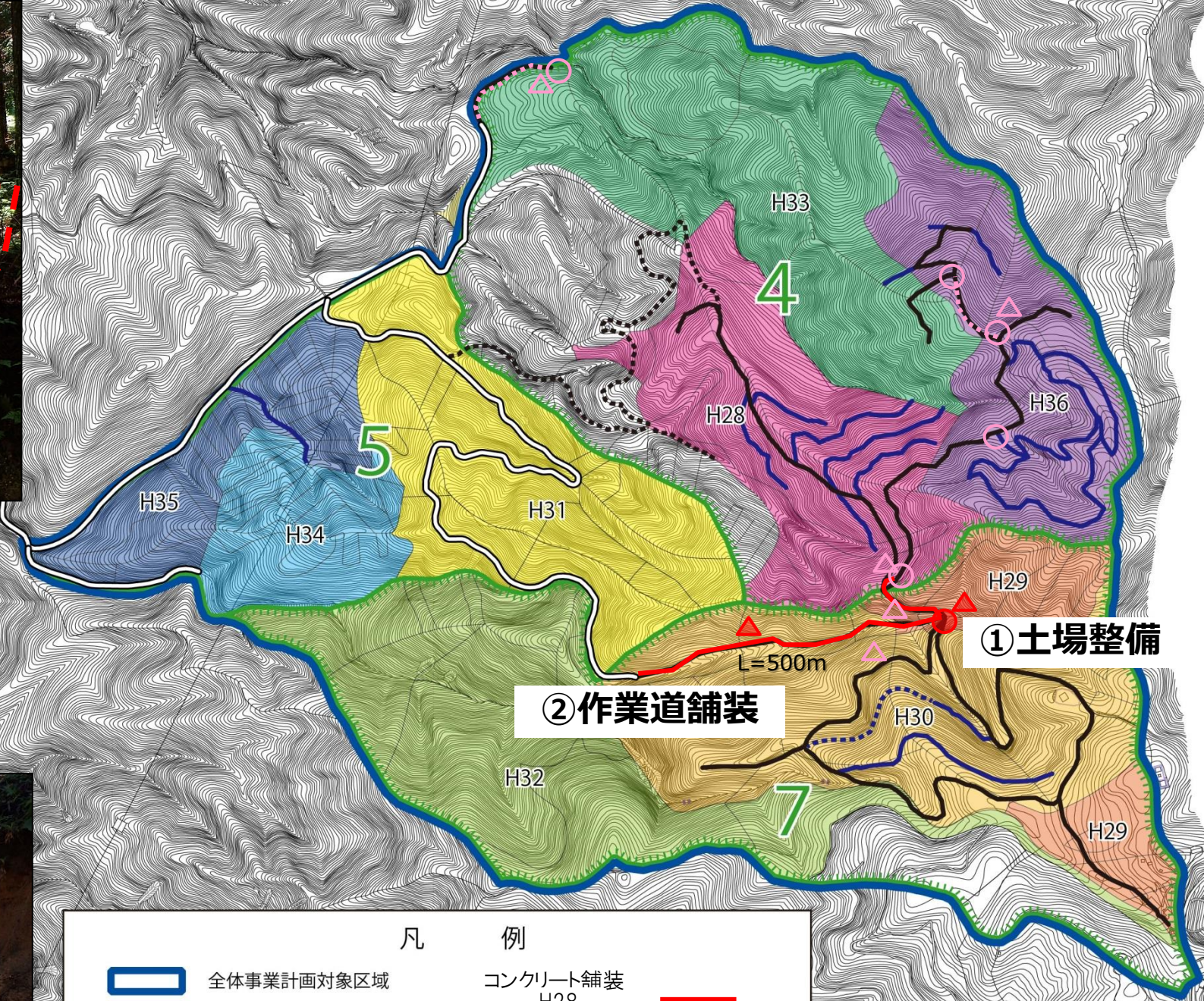


縮尺1:8,000

① 土場整備



② 基幹作業道舗装



間伐実施年度凡例

	H28
	H29
	H30
	H31
	H32
	H33
	H34
	H35
	H36

凡 例

	全体事業計画対象区域		コンクリート舗装
	林班界		H28
	森林経営計画策定区域		H29～
	林道		土場整備
	基幹作業道(既設)		H28
	基幹作業道(計画)		H29～
	支線作業道(既設)		擁壁(ブロック積・かご)
	支線作業道(計画)		H28
			H29～